

改定2020年1月16日

公益社団法人日本工学アカデミー中部支部内規

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本工学アカデミー（以下、アカデミーという）中部支部（以下、本支部という）の組織及び運営については、アカデミー定款等アカデミーの定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

第2条 本支部は、愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、福井、三重に関するアカデミー会員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本支部は、アカデミーの設立主旨である日本の工学・科学技術全般の発展に寄与するとともに、科学技術に関わる産学官の指導的立場にある者の団体であることを基盤として、本支部会員への情報や交流の場の提供ならびに地域社会に対する啓発活動に寄与し、併せて本支部会員相互の協調と親睦を図ることを目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) アカデミー会長から付託された事業、
- 2) 講演会・研究発表会・講習会等の開催、
- 3) その他、目的を達成するための事業

第5条 本支部の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第3章 支部役員等

第6条 本支部に次の役員等をおく。

- 1) 支部長 1名
- 2) 副支部長 3名以内
- 3) 支部運営委員 10名程度
- 4) 名誉顧問、支部長補佐を置くことができる。

(役割)

第7条 支部長は、本支部の活動を総理し、本支部を代表する。

第8条 副支部長は、支部長の任務を補佐する。

第9条 支部運営委員会は、支部の意思決定に関わる支部長の諮問に応え、本支部の活動を企画・実施するとともに、アカデミー活動の分担を通して、アカデミー全体に寄与する役割を担う。

(任期)

第10条 支部長及び副支部長の任期は1期2年とし、再任を可とする。

第11条 支部運営委員の任期は1期2年とし、再任を可とする。

第12条 任期の1年は事業年度の1年とする。

第13条 年度途中での人員変更等は、随時、第4章の規定に従い決定し、その年度の残りを任期1年分としてカウントする。

第4章 支部長・副支部長・支部運営委員の選任

第14条 支部長は、支部運営委員会構成員の推薦及び支部運営委員会の承認により選任する。

第15条 支部長は、必要に応じて支部運営委員の中から副支部長3名以内を、支部運営委員会の承認を得て選任することができる。

第16条 支部長は、支部運営委員を会員の中から指名し、本人の同意後、委嘱状の発行をもって決定とする。

2. 支部長は、名誉顧問を会員の中から指名することができる。

第17条 支部長は支部運営委員の中から幹事長、副幹事長を指名できる。

第18条 支部長・副支部長・支部運営委員は毎年3月31日までに決定し、同年4月1日より有効とする。

第5章 支部運営委員会

第19条 支部運営委員会は、支部長、副支部長及び支部運営委員を構成員とする。

第20条 支部運営委員会は、支部長が召集し、支部長が議長となる。

2. 支部運営委員会は、必要に応じて開催する。

3. 支部運営委員会には、支部長が認めた会員は出席できる。

第21条 支部運営委員会の承認・議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6章 事業報告・事業計画等

第22条 支部長は、会計年度終了後速やかに事業報告及び収支報告書を作成し、

本部監査を受けた上で、支部運営委員会の承認を得なければならない。

第23条 支部長は、事業年度末までに、次年度の事業計画及び収支予算案を作成し、支部運営委員会の承認を得なければならない。

2. 支部収支予算の総額は、本支部からの申請を受けて本部理事会と本部総会の議を経て決定される。

第7章 補則

第24条 本内規は、本支部運営委員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

第25条 本内規は、2020年1月16日より実施する。

以上